

「せんだいゼロカーボンアクション普及啓発キャンペーン業務委託」 仕様書

1. 事業の名称

せんだいゼロカーボンアクション普及啓発キャンペーン業務

2. 事業の目的

近年、平均気温の上昇や豪雨等による自然災害の発生など、地球温暖化が市民生活に与える影響はますます大きくなっており、その対策は喫緊の課題である。課題の解決に向け、本市ではゼロカーボンシティの実現を目指しており、その実現にあたっては、脱炭素への関心が低く脱炭素行動の実践に結びついていない層も含めた、より多くの市民に脱炭素を「自分ごと」として捉えるきっかけをつくり、日常生活の中で自ら継続的に取り組んでもらう必要がある。

本市では、無作為に抽出した市民約 50 名に「ゼロカーボンシティ実現のために一人ひとりができること」について話し合い提言していただく「せんだいゼロカーボン市民会議※」を令和 5 年度に初めて開催し、「家の中での脱炭素」「外出先での脱炭素」「人・モノの移動での脱炭素」について、8 つのグループから提案いただいた。

本事業では、当該会議で市民からいただいた提案のうち、下記の 2 つのテーマに着目し、脱炭素行動の普及啓発を行う。

※市 HP 参照：https://www.city.sendai.jp/ondanka/zerocarbon_shiminkaigi.html

なお、本会議で市民から提案のあった内容をそのままキャンペーン内容として具現化することを意図したものではないことに留意すること。

テーマ

① おうちの断熱

背景：現状、多くの既存住宅は断熱性が低く、冷気・暖気が逃げやすい状態となっている。熱損失が大きい窓を中心に断熱性能を向上させることにより、効率的に冷暖房を使用することができ、脱炭素につながる。

参考：<https://chiiki-grn.jp/Portals/0/%E3%82%A8%E3%82%B3%E4%BD%8F%E5%AE%85.pdf#page=5>

② 再配達防止

背景：ライフスタイルが多様化する中で宅配便の利用が急伸しており、その約 1 割は再配達になっている。再配達を減らすことで、配送トラックからの CO2 排出量を国全体で年間約 25.4 万トン削減できると推計されている。

参考：https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re_delivery_reduce.html#section-2

3. 委託期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

4. 業務の内容

(1) ターゲットの設定

- ・本業務の目的を踏まえ、より効果的と思われるターゲットをテーマごとに設定し、理由とともに提案すること。

(2) キャンペーン名称・キービジュアルの企画

- ・キャンペーン全体および各キャンペーン（①おうちの断熱、②再配達防止）について、分かりやすくかつ市民の目を引く名称及びキービジュアルを企画すること。

(3) キャンペーン特設サイト（ランディングページ）の開設・管理運営

- ・キャンペーン内容を市民に分かりやすく伝え、各キャンペーンの回遊率を高めることができるような特設サイト（ランディングページ）のデザイン・運用方法を提案し、開設・管理運営を行うことと。
- ・開設期間はキャンペーン前後1か月程度とする。

(4) キャンペーンの周知・広報

- ・より多くのターゲットにキャンペーンを認知・参加してもらえるよう、特設サイトのほかに適切な広報手段を活用すること。
- ・市民会議が発端であることが分かるようにし、市民会議参加者やその他の市民など多様な主体が周知・広報に携わり波及効果が見込める手法とすること。
- ・特設サイト上又はキャンペーン実施の中で、市民のキャンペーンへの参加の様子を見える化し、キャンペーンの輪を広げられるような仕組みを設けること。

(5) キャンペーンの実施

- ・実施期間は令和6年11月頃～令和7年2月末とする。
- ・脱炭素に関心が低く脱炭素行動の実践に結びついていない市民に「おうちの断熱」「再配達防止」の必要性を認知・実感するきっかけをつくり、気軽に取り組める内容とすること。
- ・キャンペーン期間後も継続して脱炭素行動を意識付けできるような内容とすること。
- ・プレゼントキャンペーン、イベントの開催など、手法・内容は問わない。
- ・インセンティブを付与する場合、多くの人が受け取りやすく利用しやすい方法及び物品とする。また、インセンティブ付与にかかる費用（購入費、梱包費、発送費等）は本業務に含むものとする。なお、インセンティブの発送等、個人情報を取り扱う作業については発注者側で実施する。
- ・イベントを開催する場合、「仙台市環境行動計画」に基づき、別紙2「イベントにおける環境配慮の手引き」に沿って企画運営を行うこと。

※「おうちの断熱」に関するキャンペーンの実施にあたっては、仙台市高断熱住宅普及促進協議会との連携を想定した内容とすることも可能とする。

市 HP 参照：<https://www.city.sendai.jp/ondanka/kodannetsu/kyogikai.html>

(6) 解析業務

- ・特設サイトへのアクセス数やキャンペーンへの参加件数などデータの解析を行うこと。
- ・各キャンペーンについて、参加者へアンケートを実施するなど効果の検証を行うこと。

(7) 業務報告書の作成・提出

- ・上記（1）～（6）についての結果を業務報告書にまとめ、事業完了時に提出すること。提出方法は、紙媒体と電子データを格納した CD-R 1 枚とする。

5. 業務履行に関する留意点

- (1) 事業の実施にあたっては、受注者は発注者に対し随時進捗状況を報告し、十分協議をしながら業務を進めること。
- (2) 発注者との調整により事業の変更等が生じた場合は、それに伴う仕様の変更及び委託料の変更等について発注者と協議し、対応すること。
- (3) 必要に応じ、本市で実施する関連事業との連携・周知啓発について発注者と協議し、対応すること。
- (4) 本業務に基づいて取材・記事作成等を行う際は、次に掲げる事項を含まないよう十分留意して業務を進めること。
 - ①政治活動を目的とするもの
 - ②事業等の目的を著しく逸脱した商業的行為を目的とするもの
 - ③宗教活動を目的とするもの
 - ④不敬な言い方を含むもの
 - ⑤人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
 - ⑥違法行為または違法行為を煽るもの
 - ⑦著作権、肖像権、商標権等の第三者の権利を侵害するもの
 - ⑧単なるうわさやうわさを助長させるもの
 - ⑨わいせつな内容を含むもの
 - ⑩その他公序良俗に反するもの

6. 業務委託料の支払い

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は業務の完了が確認された場合、受注者の請求のあった日から30日以内に業務委託料を支払うこととする。

7. 秘密保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

8. 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受注者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

9. 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

10. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、個人情報保護法その他関係法令等を遵守することとし、知り得た個人情報取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ業務の一部を委託することができる。
- (4) 本業務において広報等を行う場合にあっては、市からの受託業務であることを明示すること。
- (5) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。